

# 1

## 人口・世帯

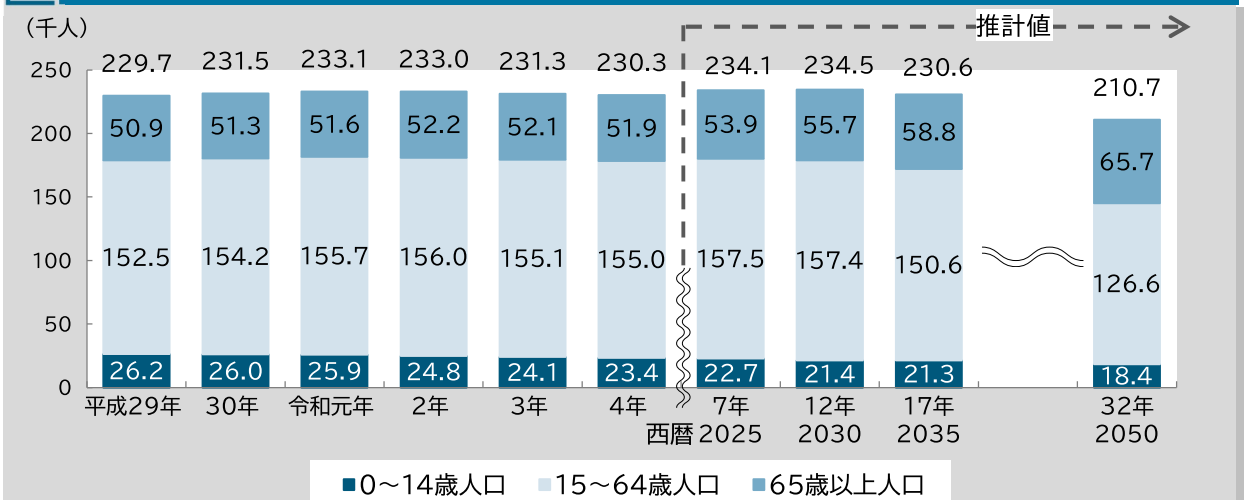


川崎区の人口は平成29(2017)年から230,000人程度で推移し、令和4(2022)年10月には230,302人となっています。

将来人口は、令和12(2030)年をピークに減少過程に移行しますが、65歳以上人口は令和32(2050)年まで増加を続けると推計されています。【図表1】

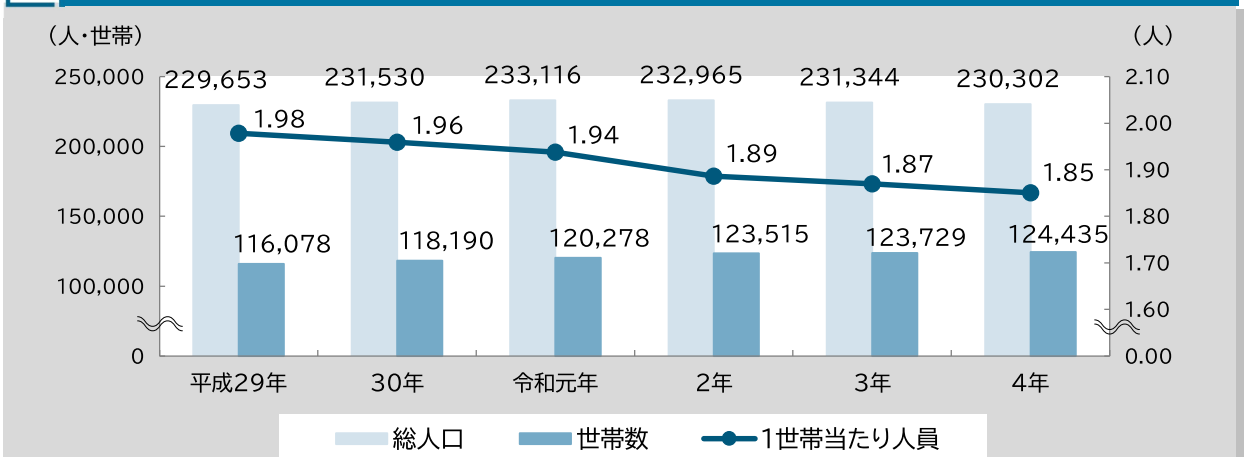
世帯数は令和4(2022)年10月には124,435世帯まで増加し、1世帯当たり人員は1.85人となっており、減少傾向が続いています。【図表2】

図表1 人口推計:川崎区



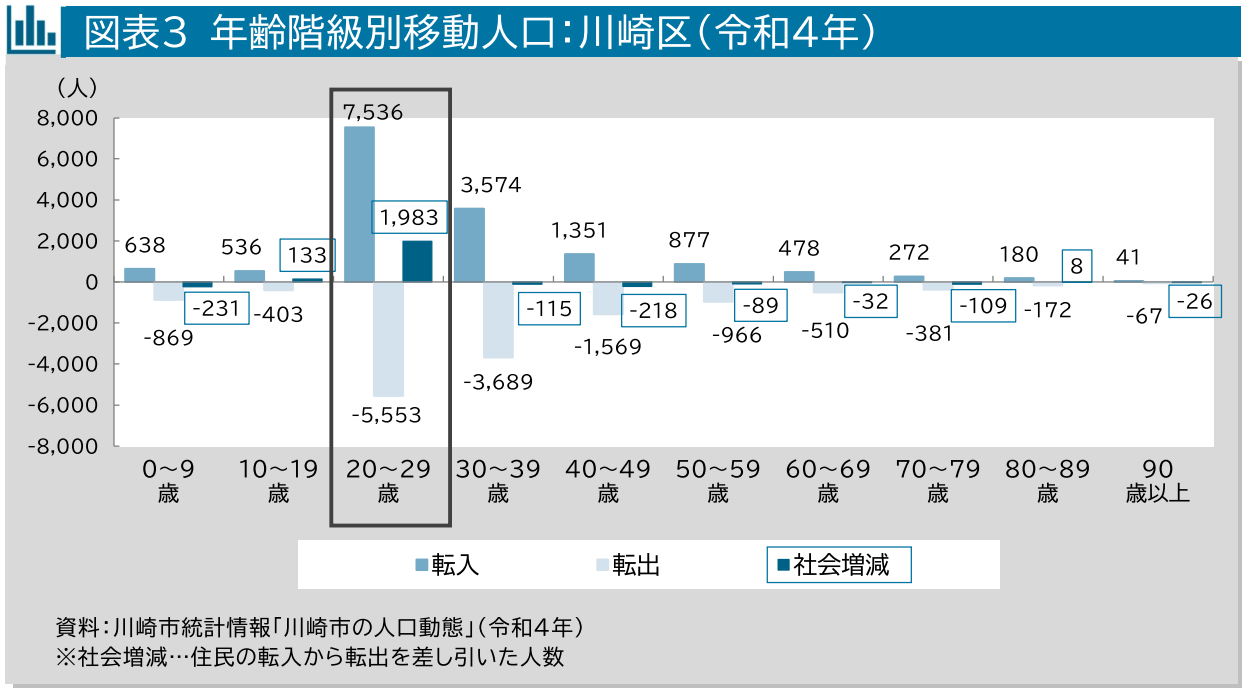
資料:川崎市統計情報「年齢別人口」(各年10月1日現在)  
 四捨五入をしているため、総人口は合計と一致しない場合がある。  
 令和7年以降は「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計(更新版)」  
 (令和4年2月 川崎市総務企画局)による。

図表2 世帯数と1世帯当たり人員の推移:川崎区



資料:川崎市統計情報「川崎市の世帯数・人口」(各年10月1日現在)

令和4(2022)年の転出入の状況は転入・転出ともに20歳代が最も多く、約2,000人の転入超過となっています。また、65歳以上の転出超過数は市内で最も多く177人となっています。【図表3】

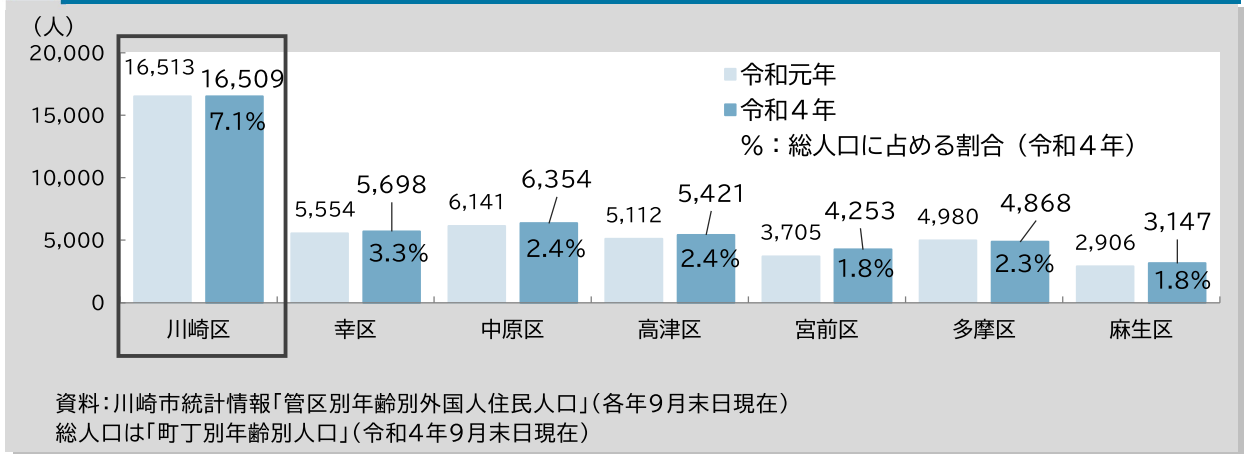


## 2 多文化共生



外国人市民人口は、令和4(2022)年9月末は16,509人となっており、令和元(2019)年9月末の16,513人からほぼ横ばいとなっています。総人口に占める割合は市内で最も高く、7.1%となっています。【図表4-1】

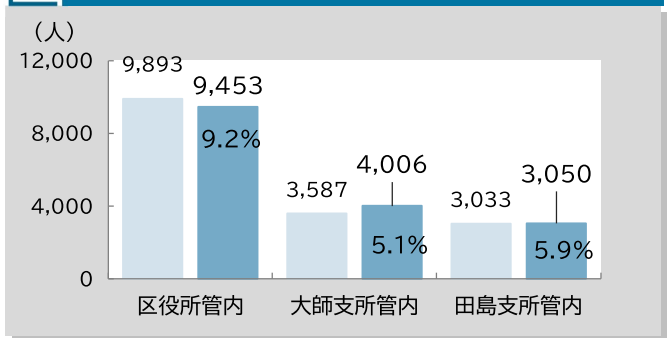
図表4-1 外国人市民人口の推移と総人口に占める割合：区別



特に区役所管内では総人口の9.2%と高い割合になっています。【図表4-2】

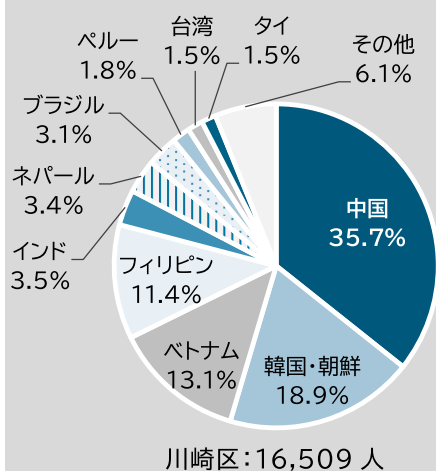
また、アジアをはじめとして様々な国籍を持つ人が住んでいます。【図表5-1、5-2】

図表4-2 川崎区地区別



図表5 外国人市民の国籍別人口：川崎区(令和4年)

図表5-1 国籍別人口割合



図表5-2 地区別国籍別人口

単位：人

	区役所管内	大師支所管内	田島支所管内
中国	4,180	中国 1,143	韓国・朝鮮 1,089
韓国・朝鮮	1,364	ベトナム 805	中国 567
ベトナム	1,035	韓国・朝鮮 667	フィリピン 492
フィリピン	851	フィリピン 541	ベトナム 325
インド	567	ブラジル 228	ブラジル 186
ネパール	440	ネパール 102	ペルー 105
台湾	169	ペルー 102	タイ 47
その他	847	その他 418	その他 239
計	9,453	計 4,006	計 3,050

資料：川崎市統計情報「外国人国籍地域別統計」(令和4年9月末日現在)

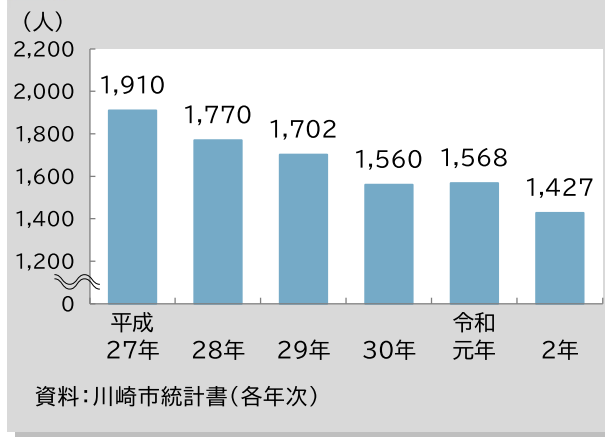
# 3

## 子育て

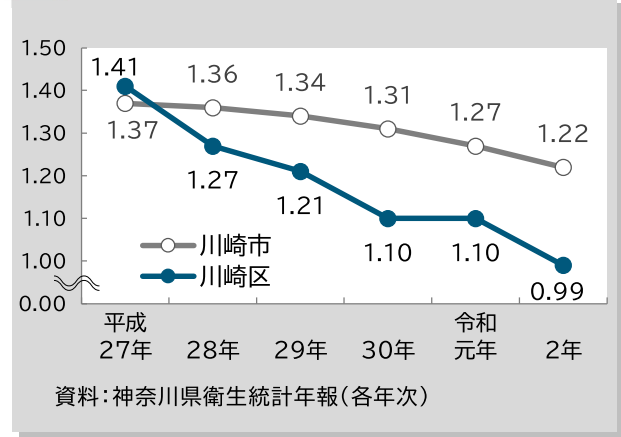


出生数、合計特殊出生率\*ともに減少、低下傾向にあり、令和2(2020)年の合計特殊出生率は市の1.22を下回り、0.99となっています。【図表6, 7】

図表6 出生数の推移:川崎区



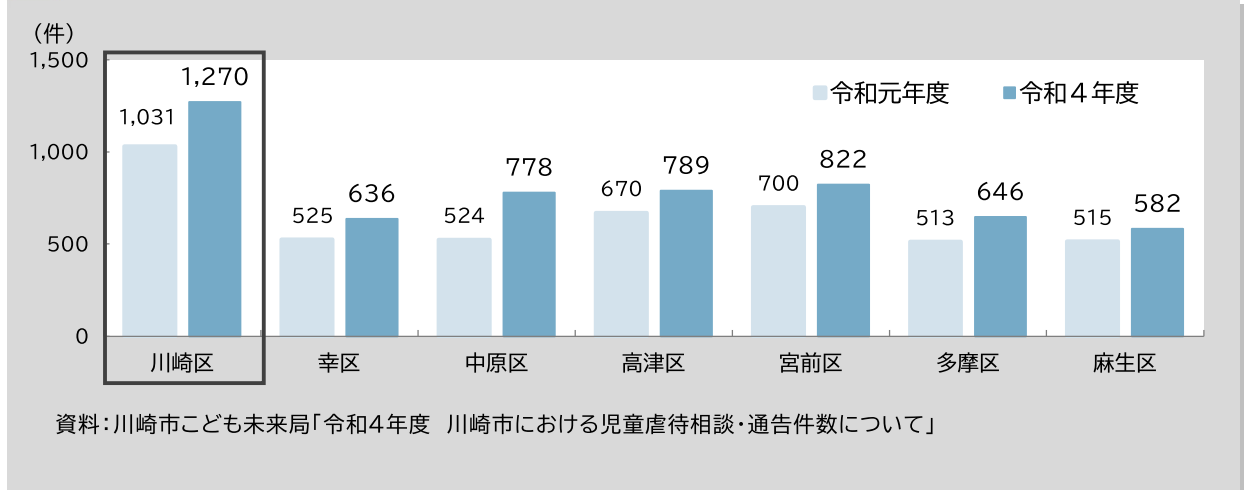
図表7 合計特殊出生率の推移



★合計特殊出生率:15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子どもの数に相当します。

令和4(2022)年度の児童虐待相談・通告件数は、1,270件となっており、令和元(2019)年度から239件増加しています。【図表8】

図表8 児童虐待相談・通告件数受付状況(区役所・児童相談所合計):区別

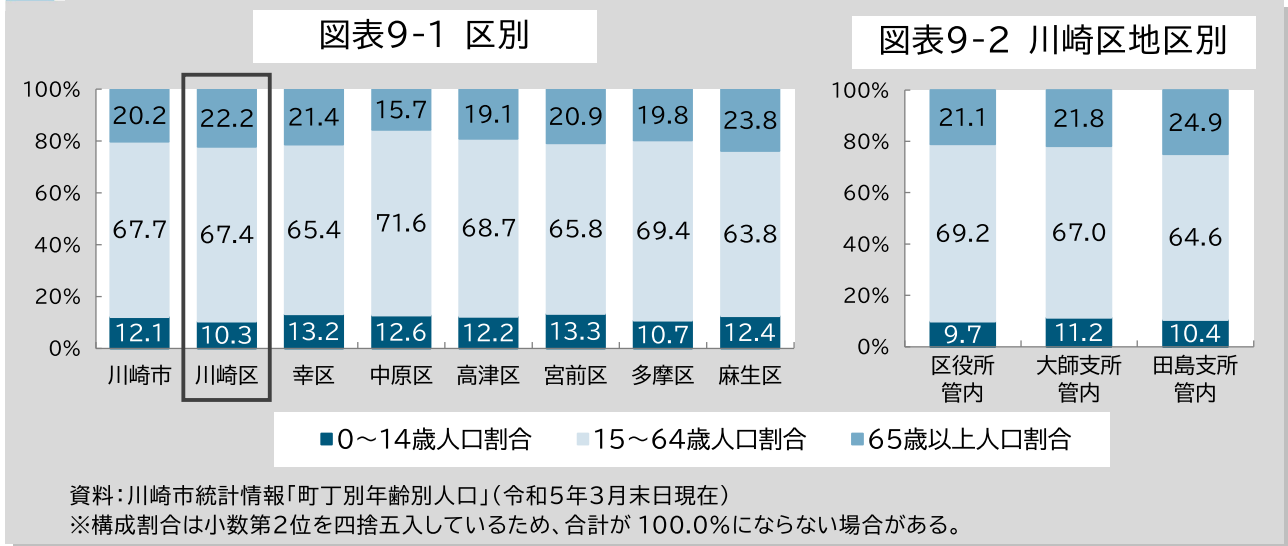


# 4 高齢者



65歳以上の高齢者人口の割合は市内で2番目に高く、令和5(2023)年3月末には22.2%となっています。3地区別に見ると、田島支所管内の高齢化率が24.9%と最も高く、約4人に1人が高齢者となっています。【図表9-1, 9-2】

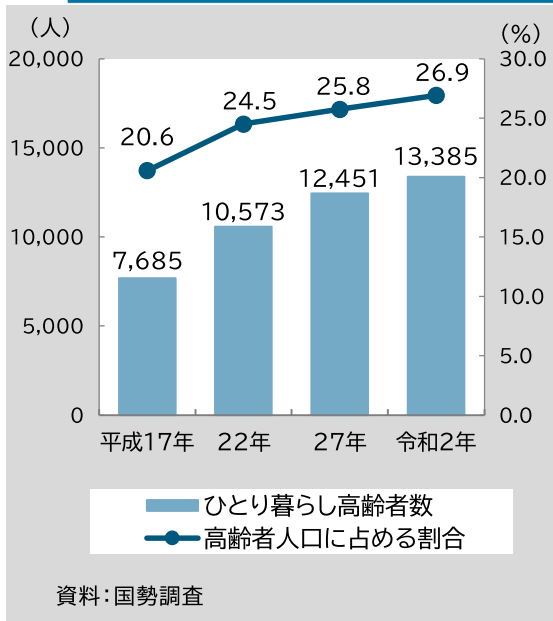
図表9 年齢3区分別人口構成: 区別・川崎区地区別(令和5年)



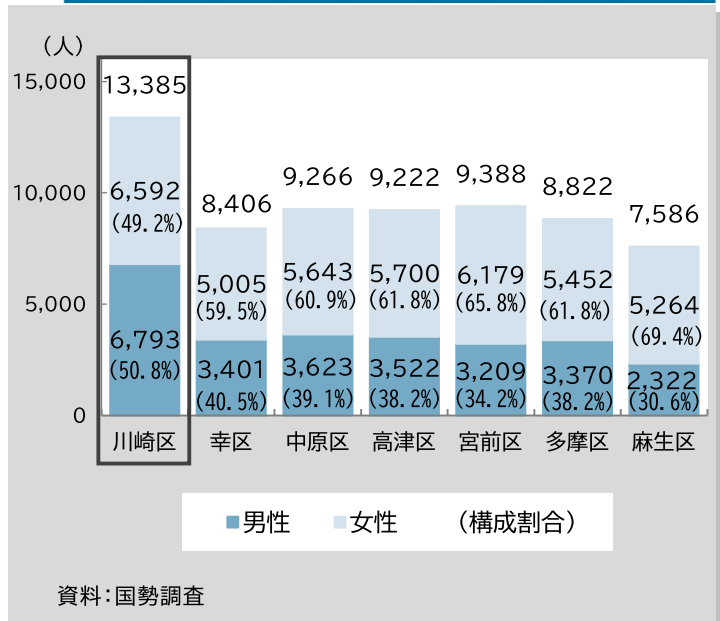
令和2(2020)年の国勢調査では、川崎区のひとり暮らし高齢者数は13,385人と市内で最も多く、高齢者人口の26.9%となっています。【図表10】

また、他区と比べて、男性のひとり暮らし高齢者の割合が高くなっています。【図表11】

図表10 ひとり暮らし高齢者数の推移:川崎区



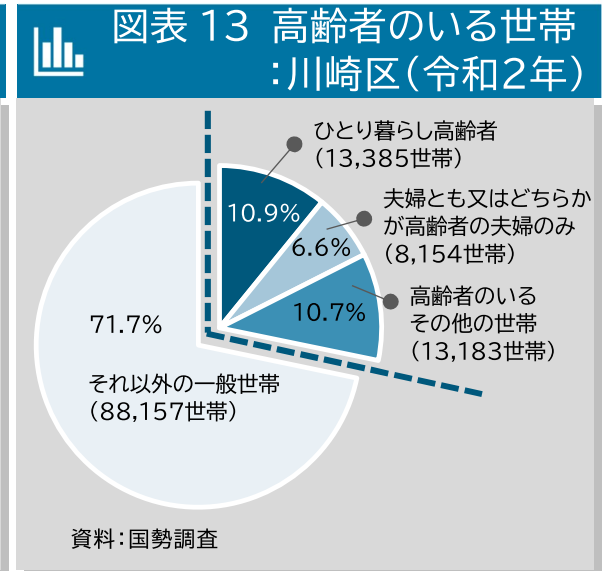
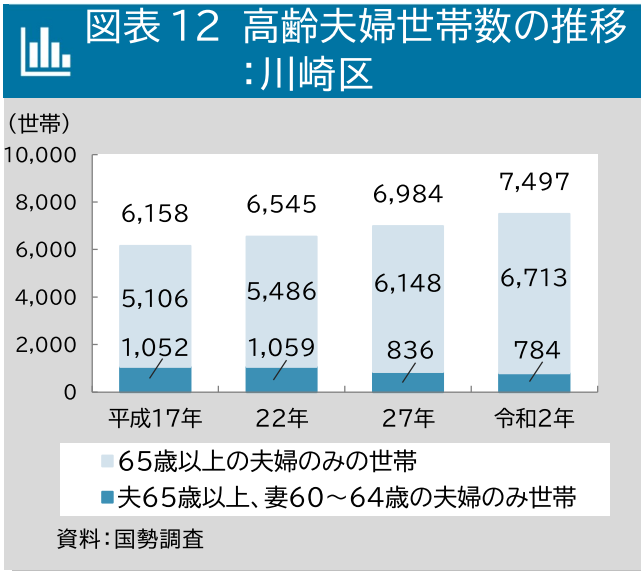
図表11 ひとり暮らし高齢者の男女別構成:区別(令和2年)



第1章 川崎区地域福祉計画策定にあたって

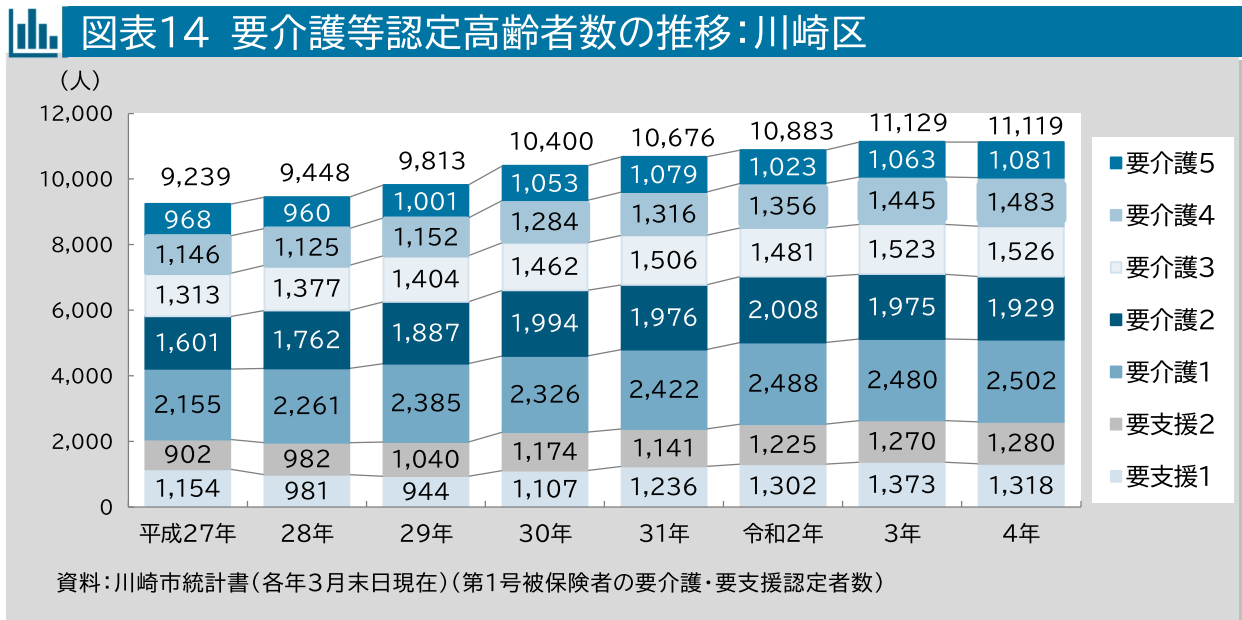
令和2(2020)年の国勢調査では、川崎区の高齢夫婦世帯★数は7,497世帯で、平成17(2005)年から1,339世帯増加しています。【図表12】

また、一般世帯(122,879世帯)のうち、65歳以上の高齢者のいる世帯は34,722世帯で、約28%を占めています。【図表13】



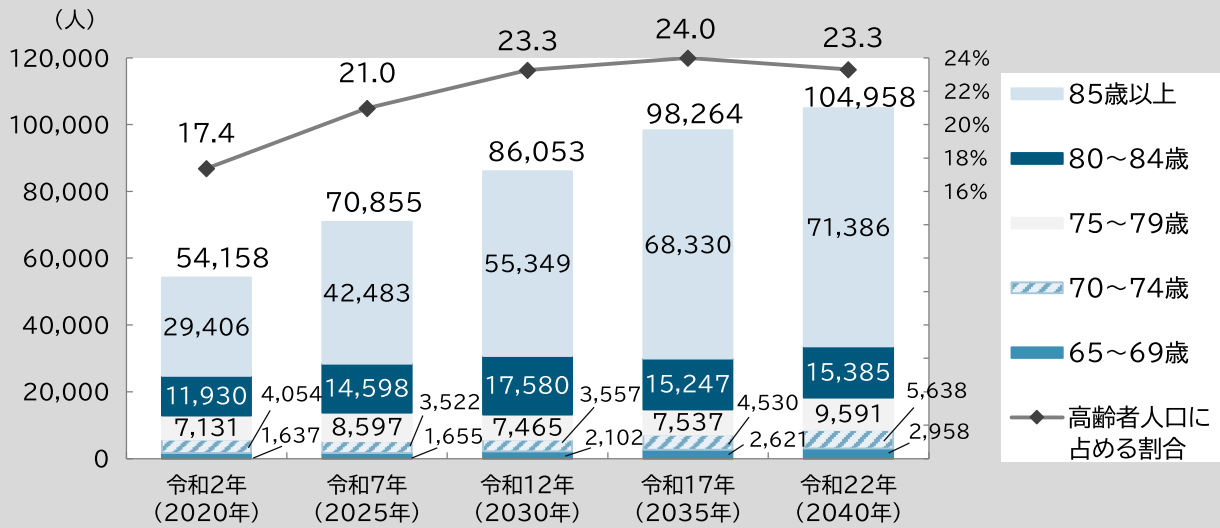
★高齢夫婦世帯：夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯

介護保険の要介護・要支援認定高齢者数はおおむね増加傾向にあり、令和4(2022)年3月末時点で11,119人となっています。【図表14】



本市の認知症高齢者数は、令和7(2025)年に7万人を超え、市の高齢者の約5人に1人が認知症であると推計しています。【図表15】

図表15 【参考】認知症高齢者数の推計：市



※資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授)から作成

※この推計は、令和2年国勢調査をベースに、本市総務企画局が令和4年2月に公表した「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計について」に認知症有病率を乗じて算出したものであり、認知症有病率に軽度認知障害(MCI)は含まれない。

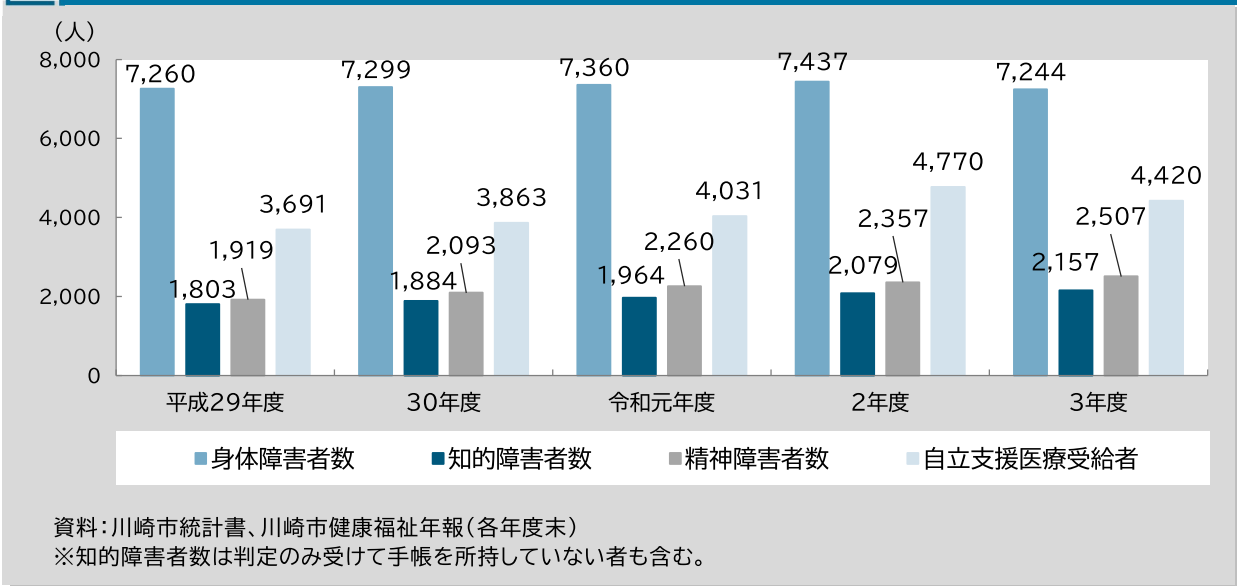
## 5

## 障害者



障害者数は、令和3(2021)年度末で身体障害者手帳所持者数が7,244人、知的障害者数※が2,157人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が2,507人、自立支援医療(精神通院医療)\*受給者数は4,420人となっています。知的障害者数、精神障害者数は増加傾向にあります。【図表16】

図表16 障害者数の推移:川崎区



★自立支援医療(精神通院医療):精神疾患のために継続的な通院による治療を受ける場合の医療費の負担軽減を図る制度です(ただし所得制限があります)。



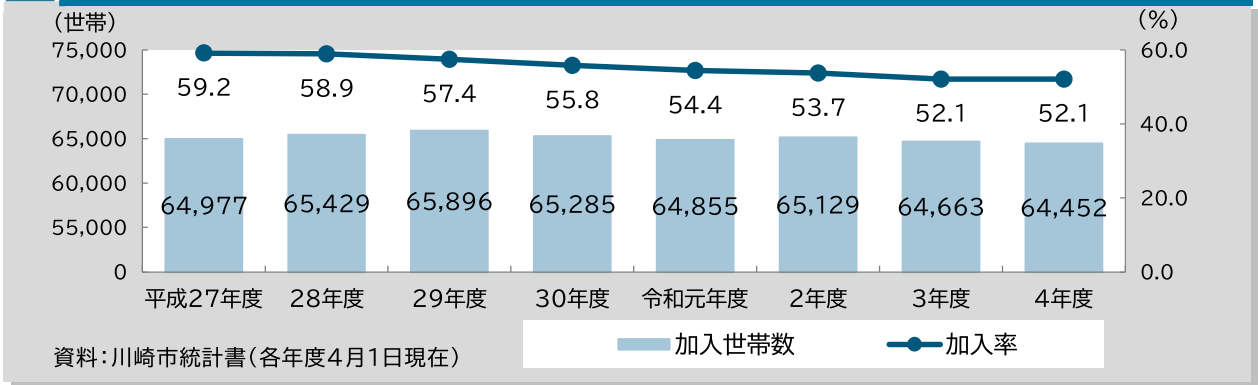
# 6

## 地域活動



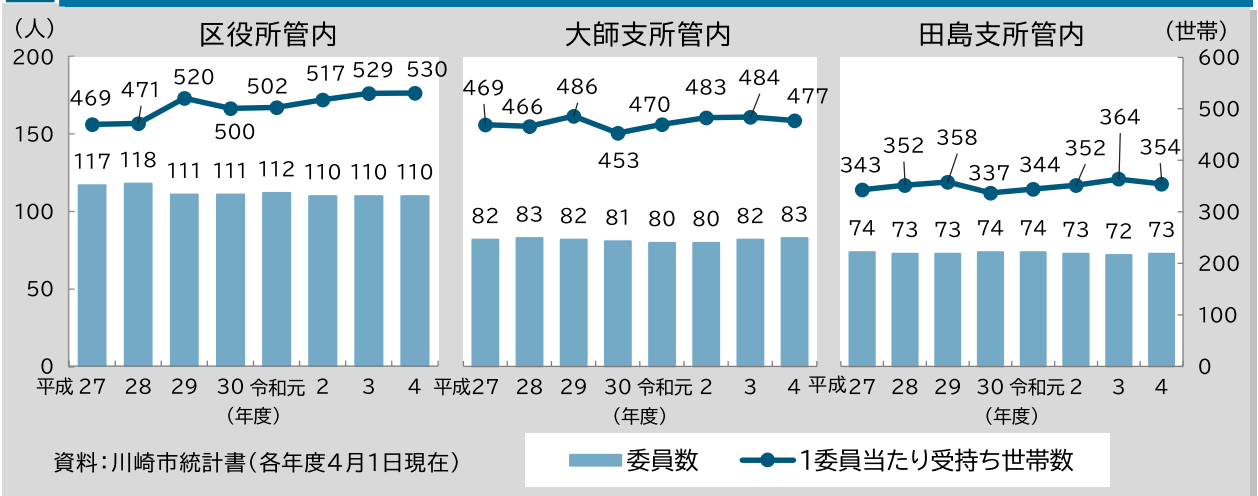
町内会・自治会等への加入率は低下傾向にあり、令和4(2022)年度は加入率52.1%となっています。【図表17】

図表17 町内会・自治会等加入状況の推移:川崎市



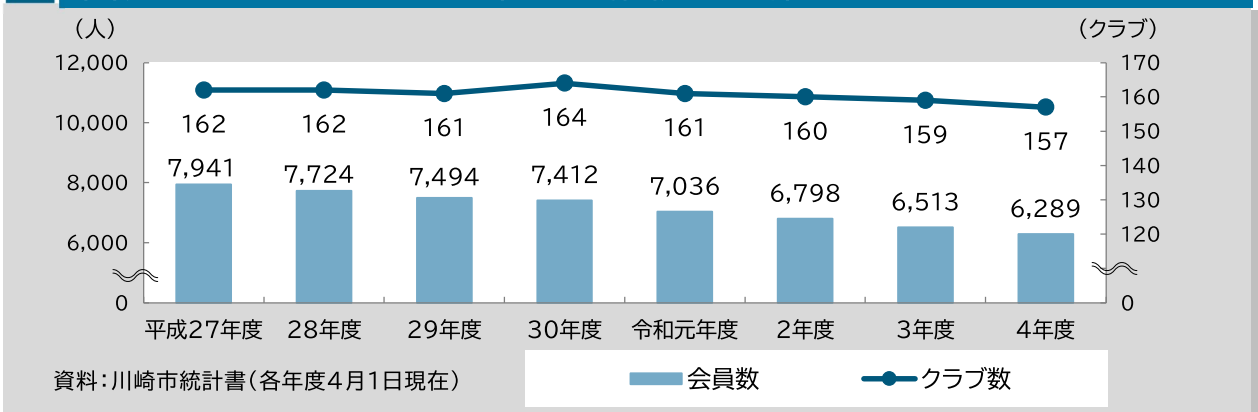
民生委員児童委員の1委員当たり受持ち世帯数は、区役所管内で増加傾向となっています。【図表18】

図表18 民生委員児童委員の受持ち世帯数の推移:川崎区地区別



高齢者が増加している一方で、老人クラブの会員数は減少傾向となっています。【図表19】

図表19 老人クラブ加入状況の推移:川崎市



## 7

## 安全・安心



令和4(2022)年の交通事故発生件数は573件と、市内で最も多くなっています。そのうち自転車関係事故は244件と全事故の42.6%を占め、前年より32件の増加となっています。【図表20】

図表20 自転車関係事故発生件数:区別(令和4年)

		単位:件					
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
全事故	573	279	274	407	356	373	330
自転車事故	244	107	104	119	78	122	91
対前年増減数	+32	+7	+13	-21	+8	-48	+23
構成率	42.6%	38.4%	38.0%	29.2%	21.9%	32.7%	27.6%

資料:神奈川県「市区町村別自転車関係事故発生状況」

「令和元年東日本台風(台風第19号)」は神奈川県を通過し、多くの地点で記録的な大雨となり、市にも甚大な被害をもたらしました。川崎区でも床上・床下浸水を合わせて100棟以上の被害となりました。【図表21】

図表21 住家浸水被害発生状況:川崎区

		単位:棟								
	平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	合計
床上	0	28	0	14	0	0	83	0	0	125
床下	10	22	0	35	0	0	29	0	0	96

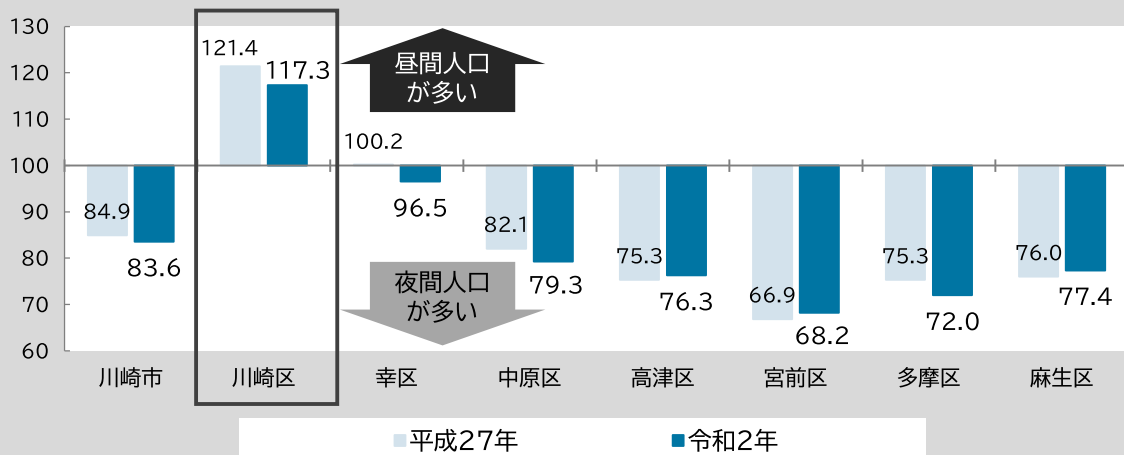
資料:川崎市危機管理本部危機管理部「川崎市の災害概要」  
※令和元年度については、発行済みの罹災証明書の件数単位



令和2(2020)年の国勢調査では、夜間人口100人当たりの昼間人口を示す昼夜間人口比率は、川崎区は117.3と市内で唯一100を超え、昼間人口が夜間人口を上回っています。【図表22】

図表22 昼夜間人口比率：区別

	令和2年		昼夜間人口比率 ②÷①×100	
	①夜間人口(人)	②昼間人口(人)	平成27年	令和2年
川崎市	1,538,262	1,285,285	84.9	83.6
川崎区	232,965	273,373	121.4	117.3
幸区	171,119	165,154	100.2	96.5
中原区	263,683	208,997	82.1	79.3
高津区	234,328	178,786	75.3	76.3
宮前区	233,728	159,518	66.9	68.2
多摩区	221,734	159,672	75.3	72.0
麻生区	180,705	139,785	76.0	77.4



資料：令和4年版 川崎市統計データブック(国勢調査)

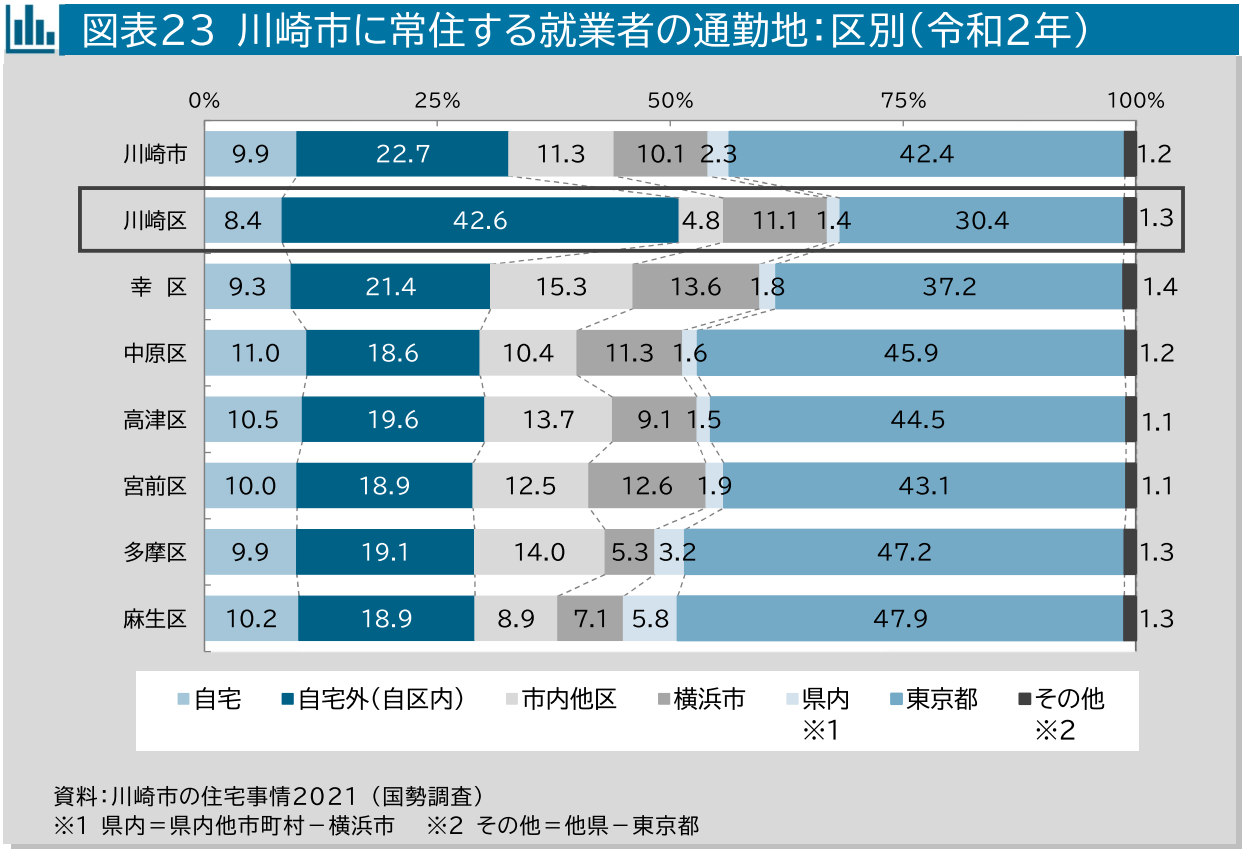
※①夜間人口(常住地による人口)：調査時に調査の地域に常住している人口

②昼間人口(従業地・通学地による人口)：従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口で、買物客など移動については考慮していない。

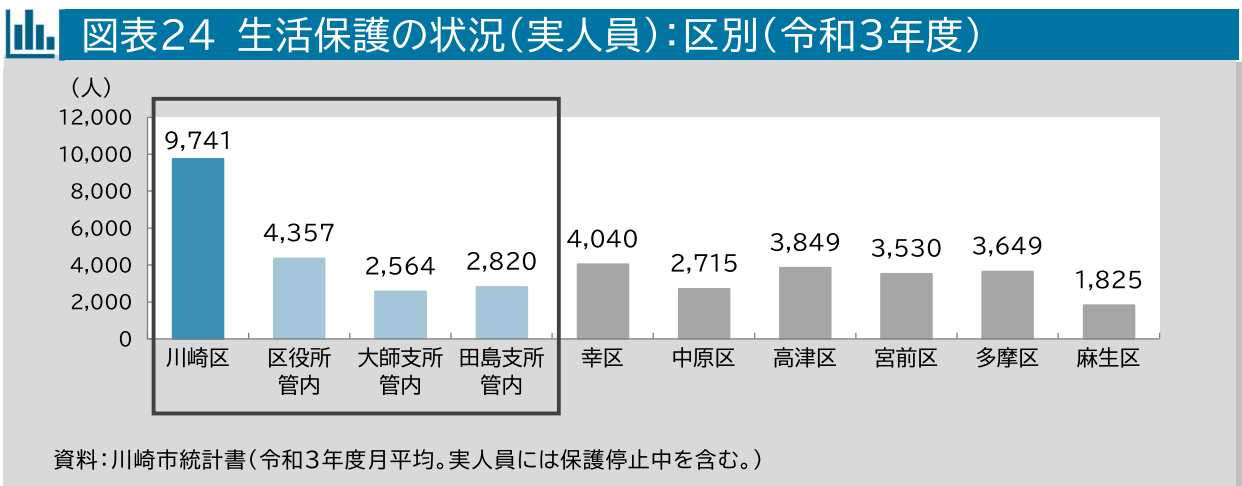
昼間人口＝夜間人口－通勤や通学で出ていく人口(流出人口)＋入ってくる人口(流入人口)

※総務省の公表した「平成 27 年国勢調査に関する不詳補完結果」及び「令和2年国勢調査に関する不詳補完結果」による。

令和2(2020)年の国勢調査では、川崎市に住んでいる就業者の通勤地は、自宅と自区内を合わせると5割を超え、仕事の場と生活の場が一致している典型的な「職住一致型」となっています。【図表23】



令和3(2021)年度の生活保護\*を受けた人の数は9,741人と、市内で最も多くなっています。【図表24】



★生活保護：生活保護とは、家計を支えていた人が亡くなったり、病気やケガ、高齢や障害など何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の手助けをすることを目的とした制度です。健康で文化的な最低限度の生活を行う権利は日本国憲法に定められています。

# 9

## 地区ごとの統計データ

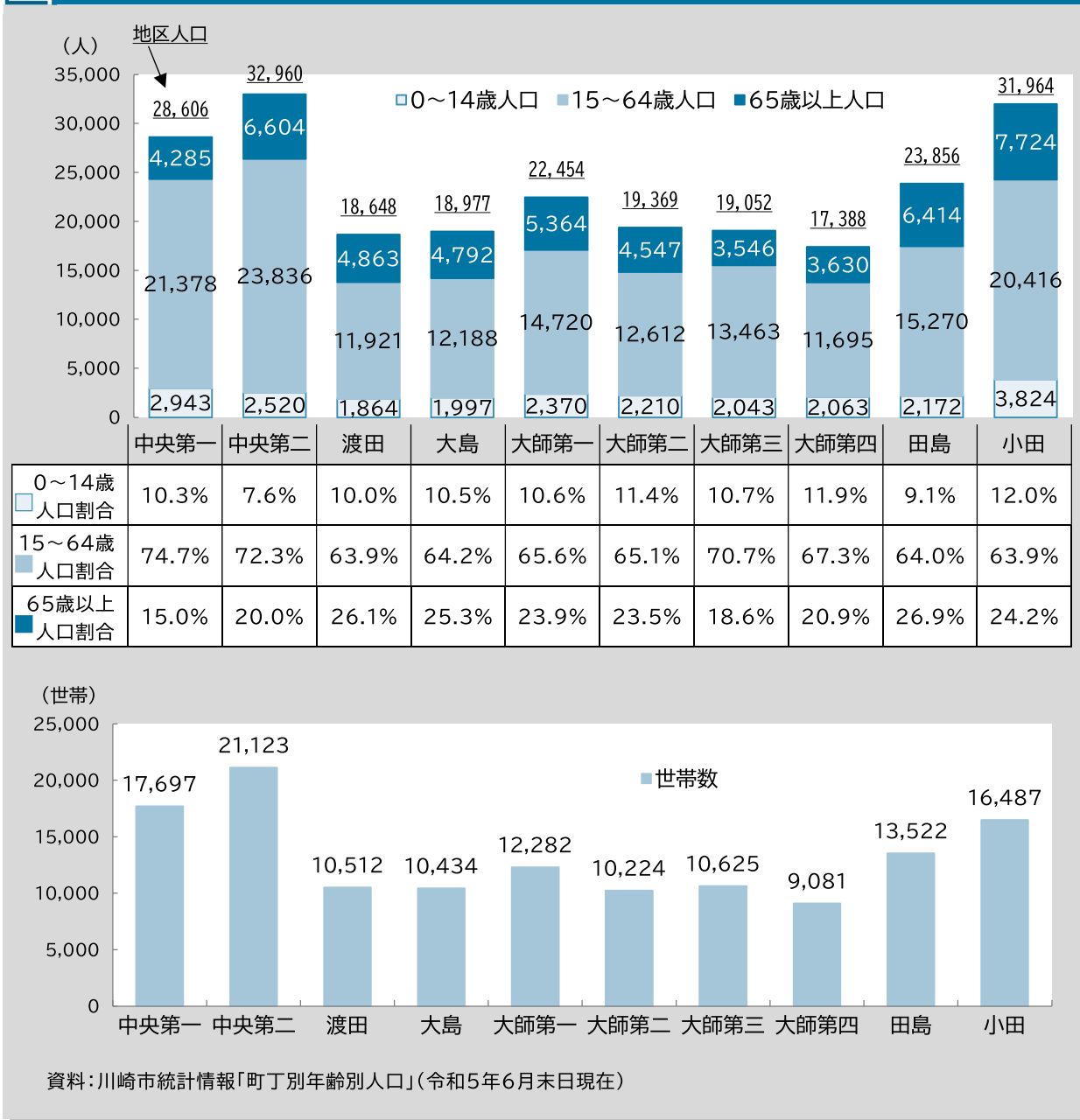


令和5(2023)年6月末現在、川崎市の人口は1,528,918人、世帯数は787,030世帯、川崎区の人口は233,274人、世帯数は131,987世帯です。

川崎区のうち、地区人口が最も多いのは中央第二地区、次いで小田地区となっています。0~14歳人口割合は小田地区が31,964人中3,824人で12.0%と最も高く、65歳以上人口割合は田島地区が23,856人中6,414人で26.9%と最も高くなっています。

川崎区のうち、世帯数が最も多いのは中央第二地区、次いで中央第一地区となっています。【図表25】

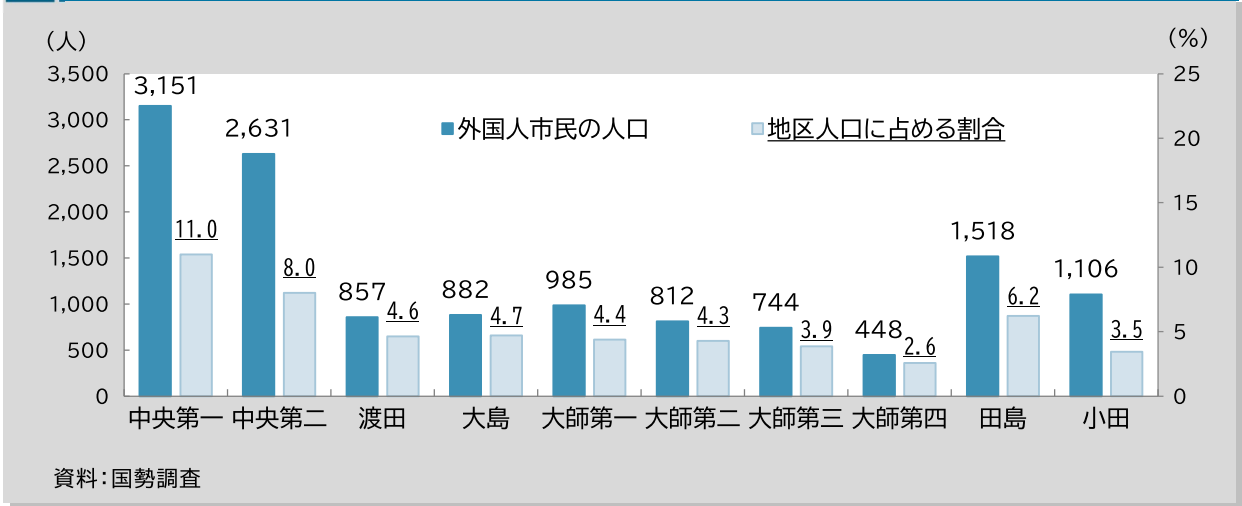
図表25 人口と世帯数(令和5年)



令和2(2020)年現在、川崎市の外国人市民の人口は38,482人、川崎区は13,134人です。

川崎区のうち、外国人市民の人口が最も多いのは中央第一地区で、地区人口に占める割合は11.0%となっています。【図表26】

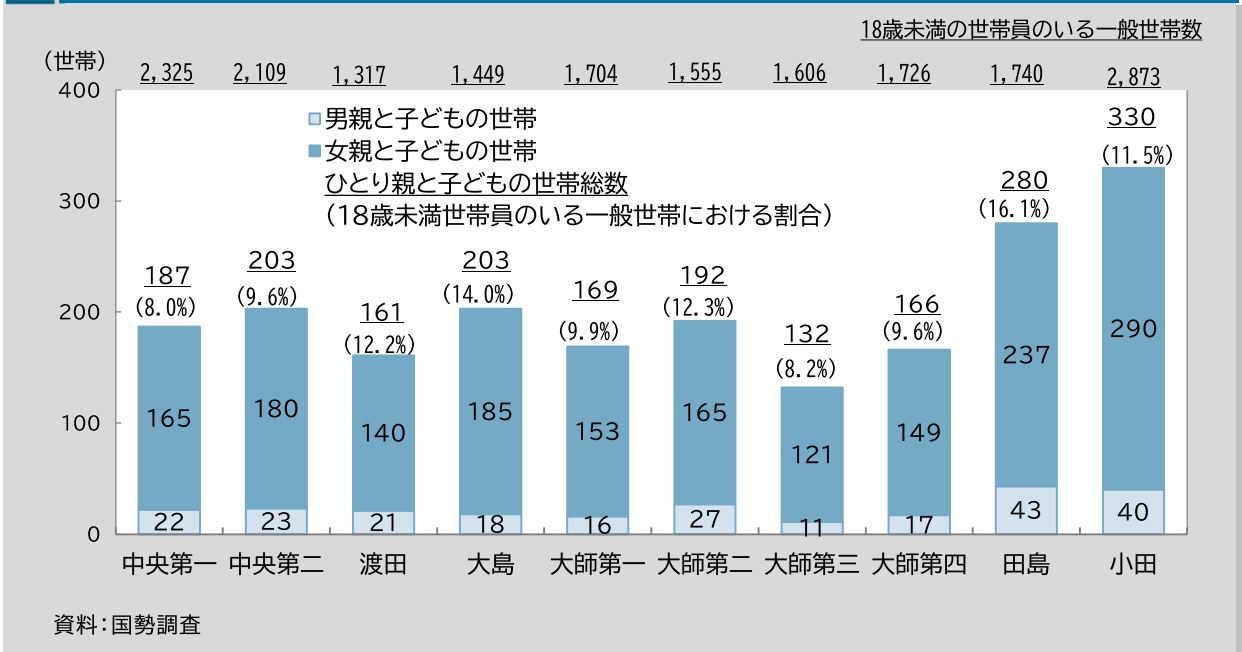
図表26 外国人市民の人口(令和2年)



令和2(2020)年現在、川崎市のひとり親と18歳未満の子どもから成る世帯数は11,560世帯、川崎区は2,023世帯です。

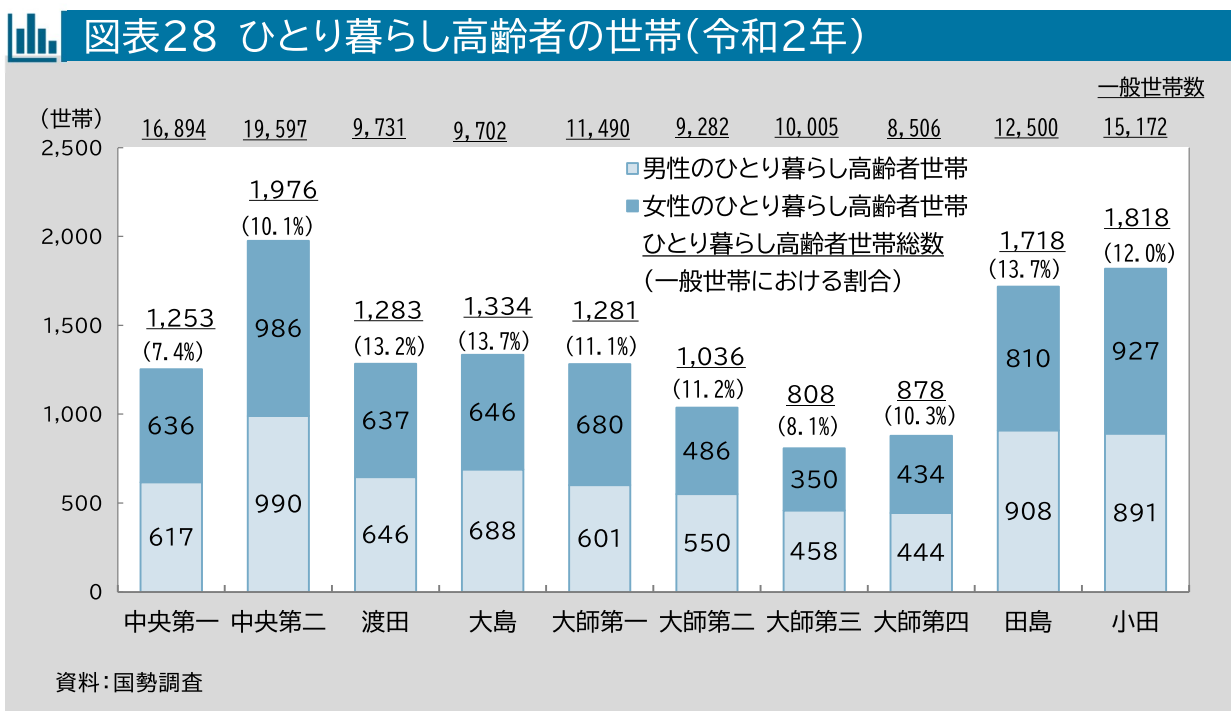
川崎区のうち、ひとり親と18歳未満の子どもから成る世帯が最も多いのは小田地区、次いで田島地区となっています。18歳未満の世帯員のいる一般世帯に占める割合は田島地区が1,740世帯中280世帯で16.1%と最も高くなっています。【図表27】

図表27 ひとり親と子ども(18歳未満)の世帯(令和2年)



令和2(2020)年現在、川崎市のひとり暮らし高齢者世帯数は66,075世帯、川崎区は13,385世帯です。

川崎区のうち、ひとり暮らし高齢者世帯が最も多いのは中央第二地区、次いで小田地区となっています。一般世帯に占める割合は田島地区が12,500世帯中1,718世帯、大島地区が9,702世帯中1,334世帯で13.7%と最も高くなっています。【図表28】



# 10 第6回地域福祉実態調査の主な結果

地域における生活課題を明らかにし、第7期地域福祉計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的として実施した調査です。

【川崎区での実施状況】

対象者	18歳以上の区内在住者1,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査期間	令和4(2022)年11月～令和4(2022)年12月
有効回収数	303人

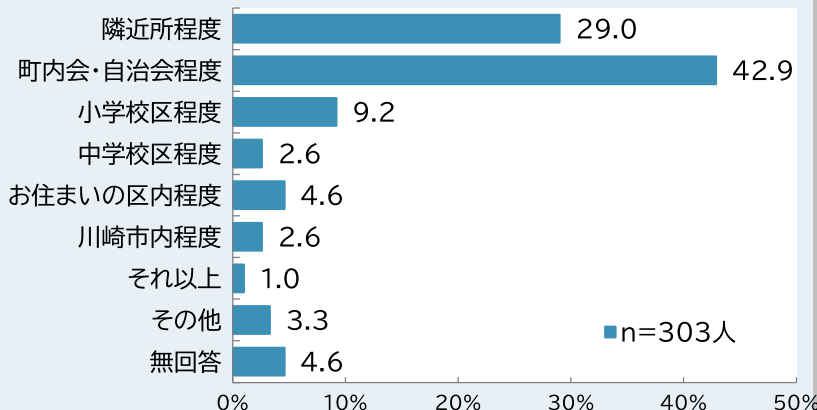
## 地域での活動

※選択肢の一部を簡略化している。

### Q 1 助け合いをすることができる「地域」の範囲はどの程度？



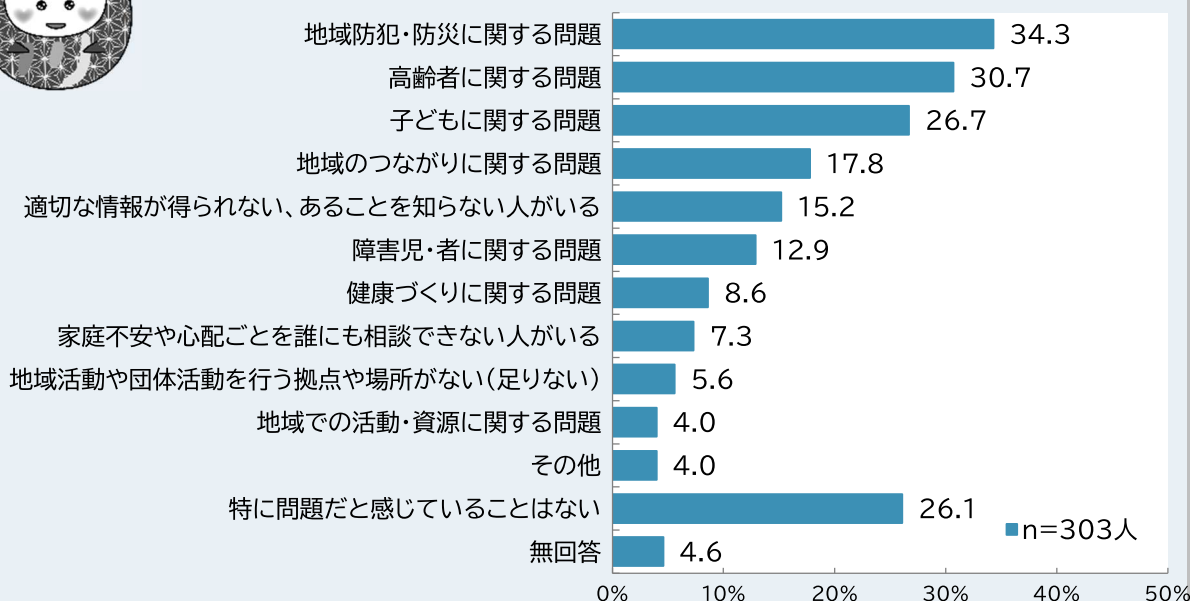
「町内会・自治会程度」が約4割、「隣近所程度」が約3割



### Q 2 その「地域」での生活で問題だと感じることは？(複数回答)

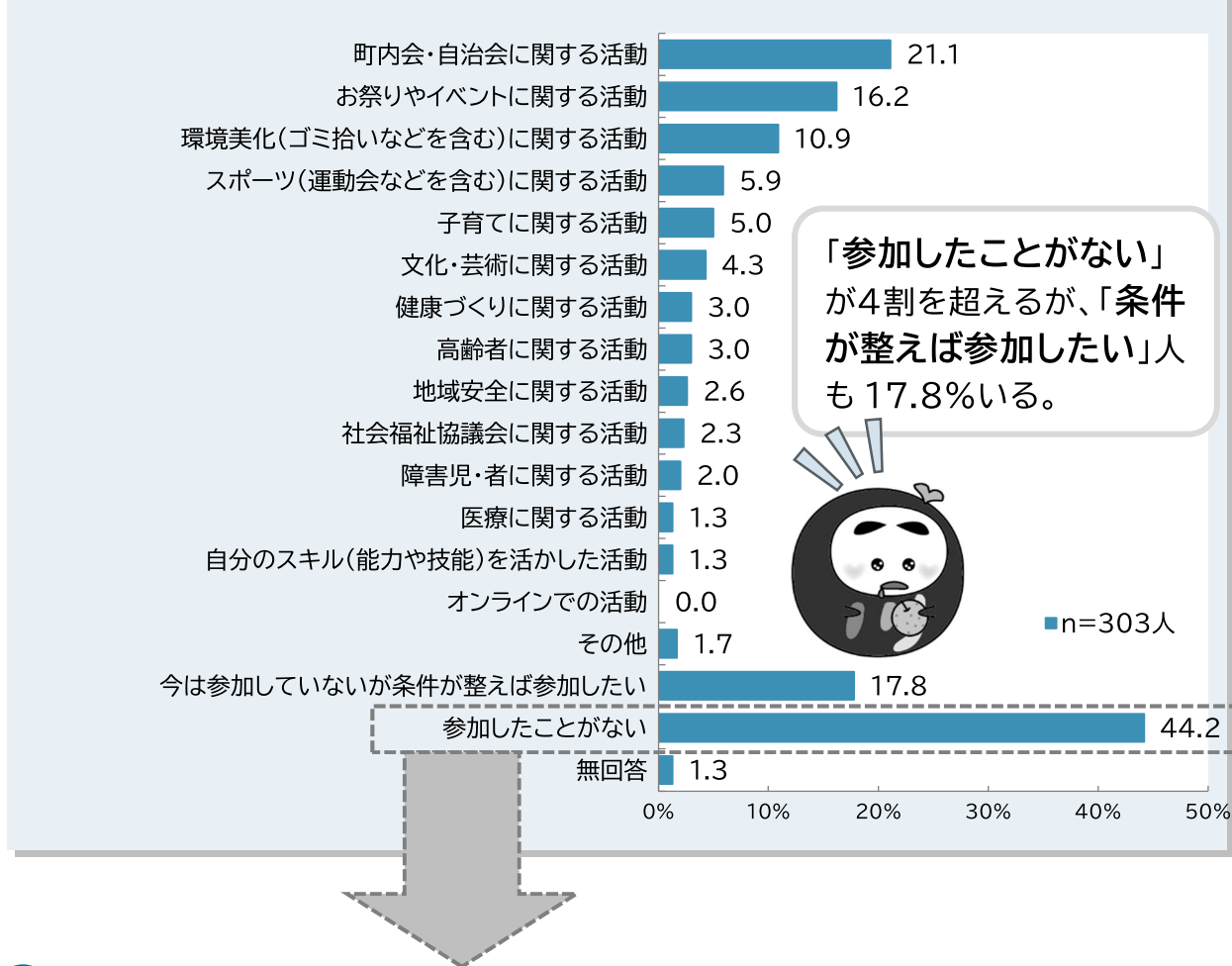


「地域防犯・防災」、「高齢者」に関する問題が3割を超える。

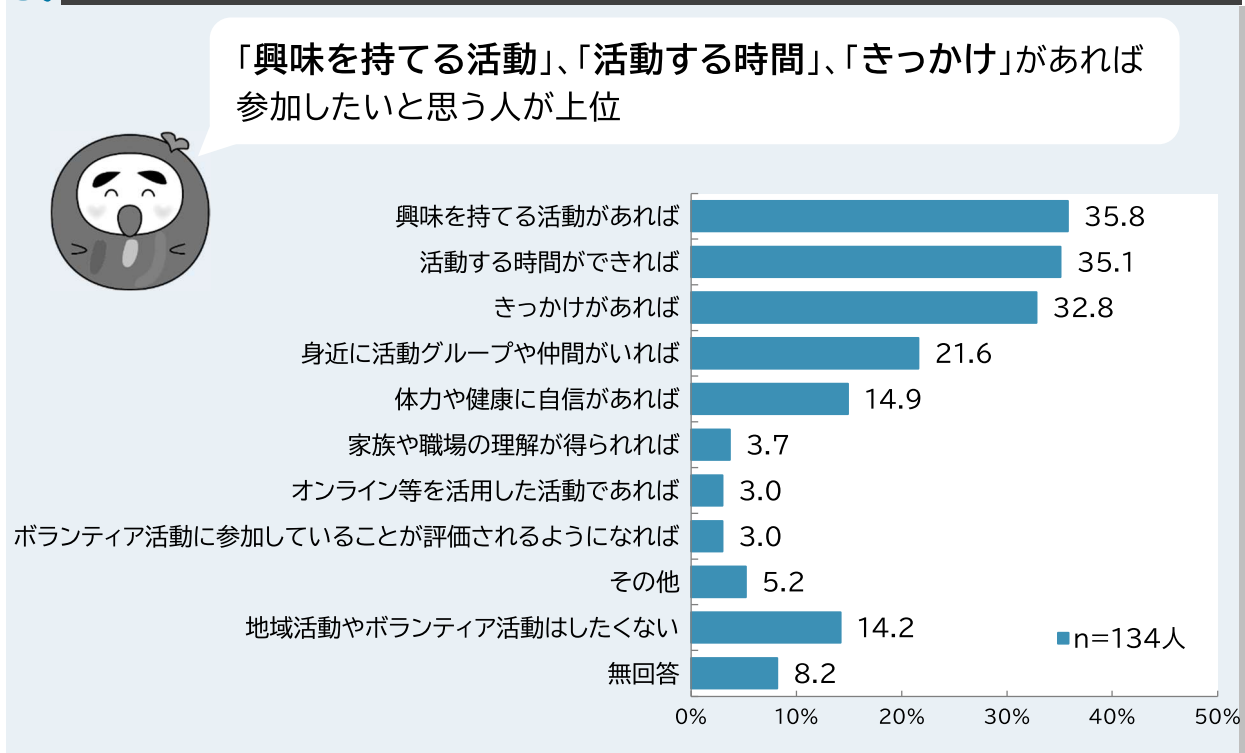




### Q 3 参加したことがある地域活動やボランティア活動は？(複数回答)



### Q 4 どのような状況になれば参加したいと思うか(複数回答)



## 安全・安心

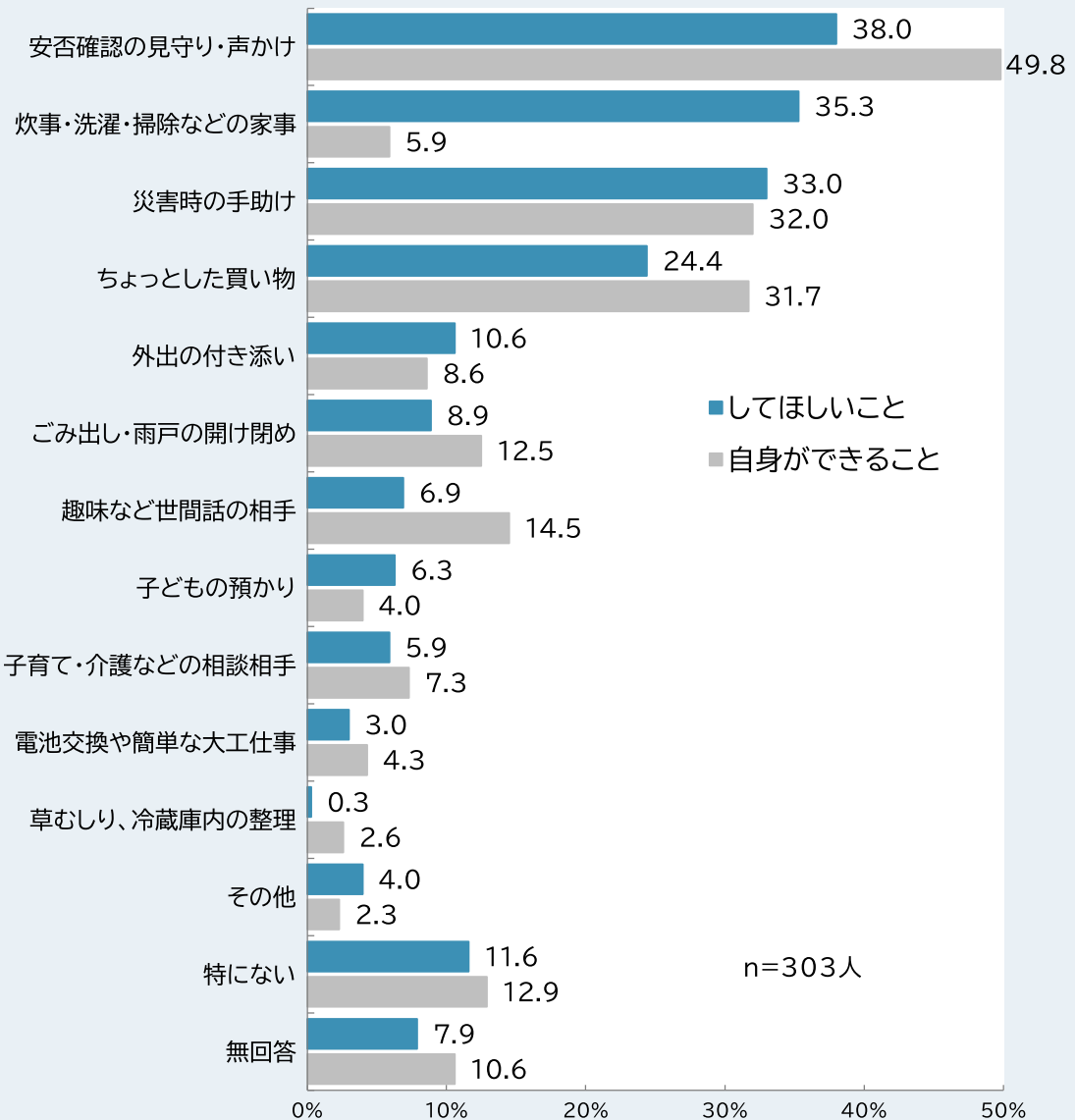
Q 5 日常生活が不自由になったとき、地域の人に手助けしてほしいことは？ (3つまで)

Q 6 地域の人が安心して暮らせるよう、地域の支え合いとして、自身ができることは？ (3つまで)



してほしいこと・できることともに「安否確認の見守り・声かけ」が最も多い。

一方、「炊事・洗濯・掃除などの家事」は、してほしい人が3割以上に対して、できる人が5.9%



Q 7 地域での見守りの取組として、有効だと思うのは？(5つまで)



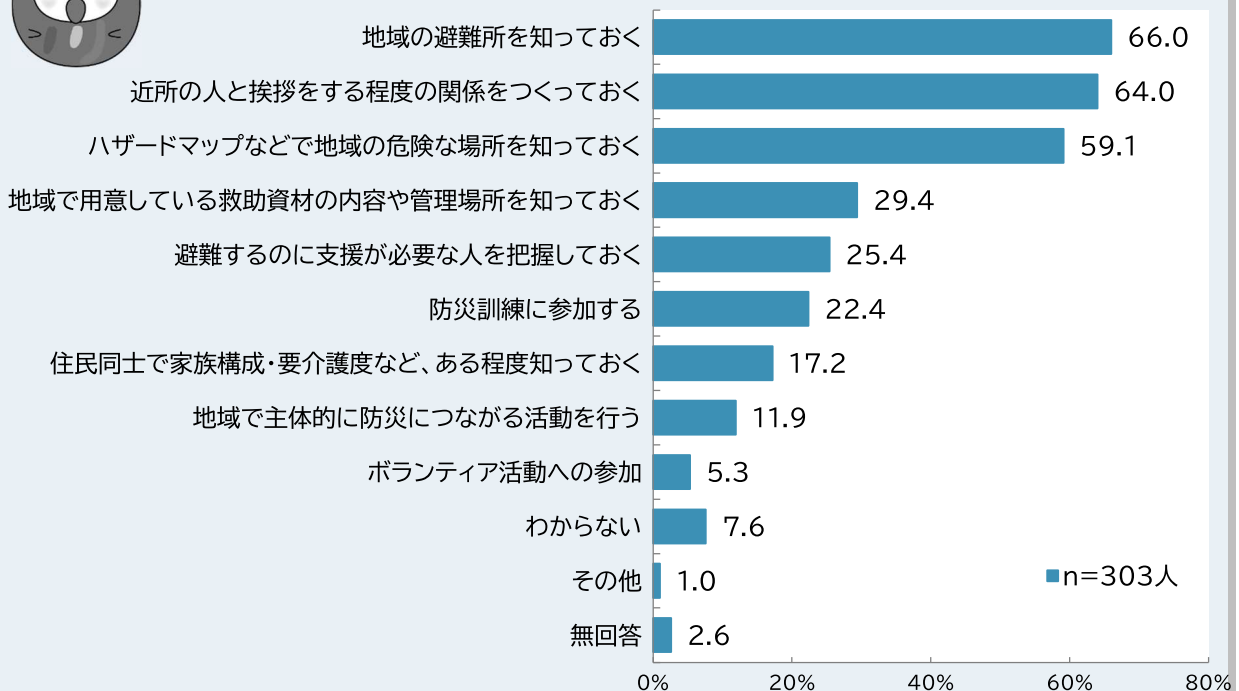
「地域住民による見守り訪問、声かけ運動、友愛訪問など」が最も多い。



Q 8 大規模災害が発生すると重要となる、地域住民同士での助け合いのために、普段からどのような活動をする必要があるか？(複数回答)

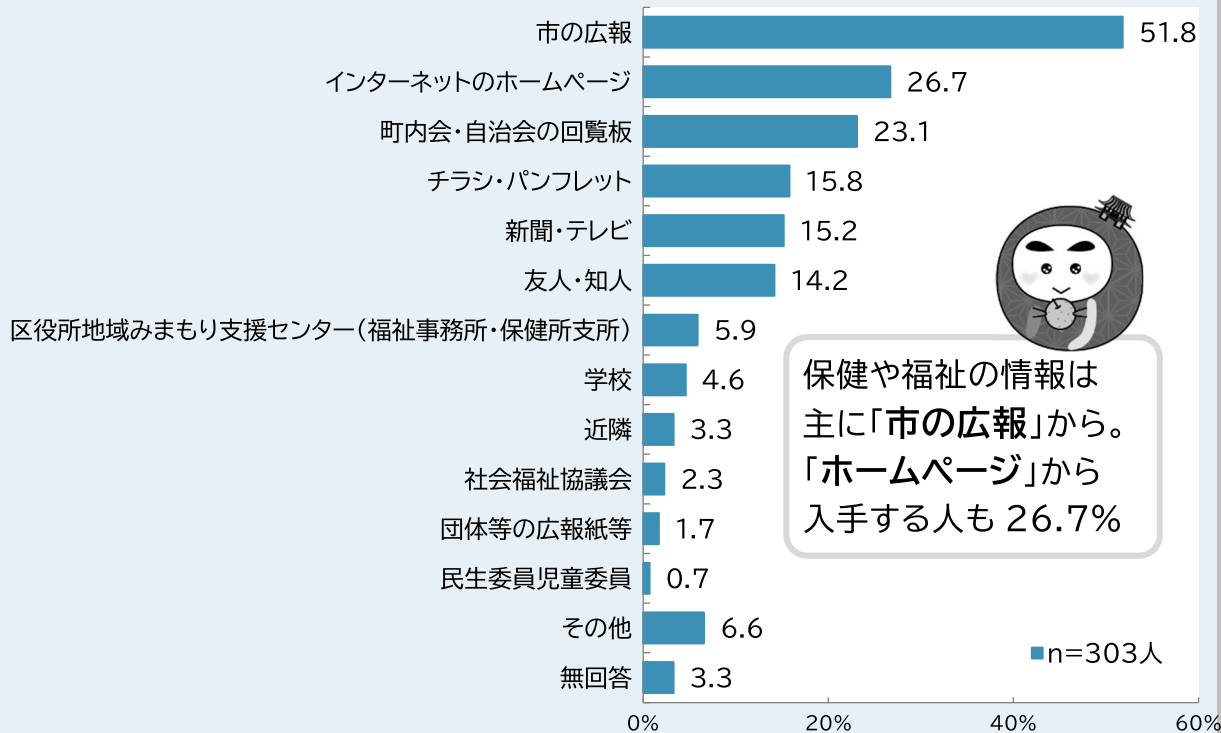


災害時に備えて、「避難所を知っておく」、「近所の人と挨拶をする程度の関係づくり」、「危険な場所を知っておく」ことが上位



## 地域福祉の推進

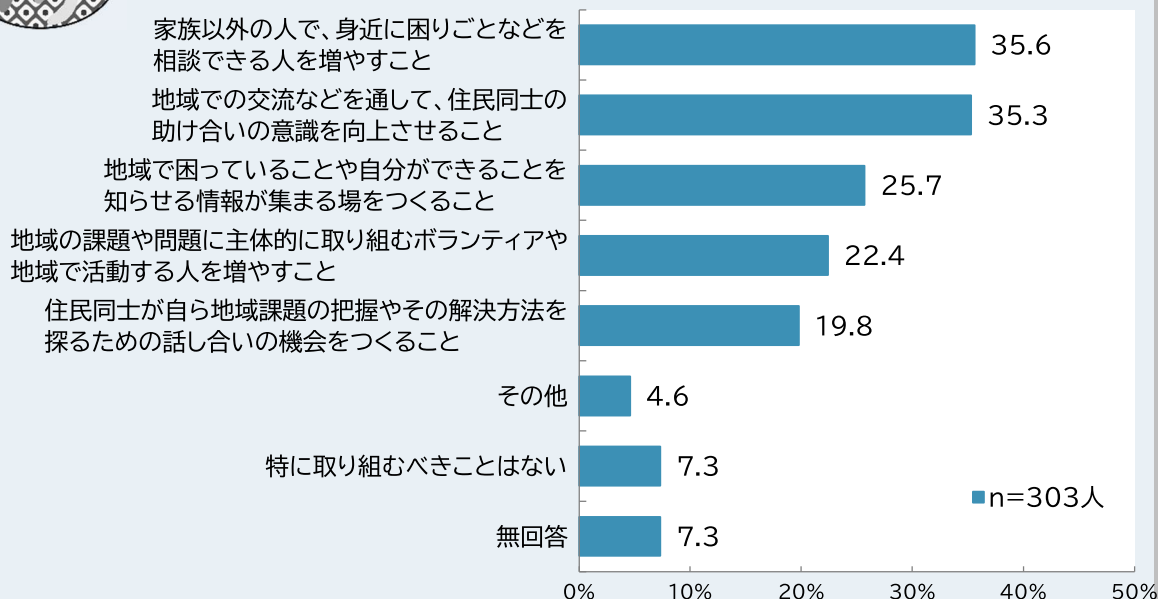
### Q 9 保健や福祉の情報をどこから入手していますか？(複数回答)



### Q 10 地域福祉を推進するために、市民が取り組むべきことは？(複数回答)



「身近に相談できる人を増やす」、「地域交流などで住民の助け合いの意識向上」に取り組むべきと考える人が多い。



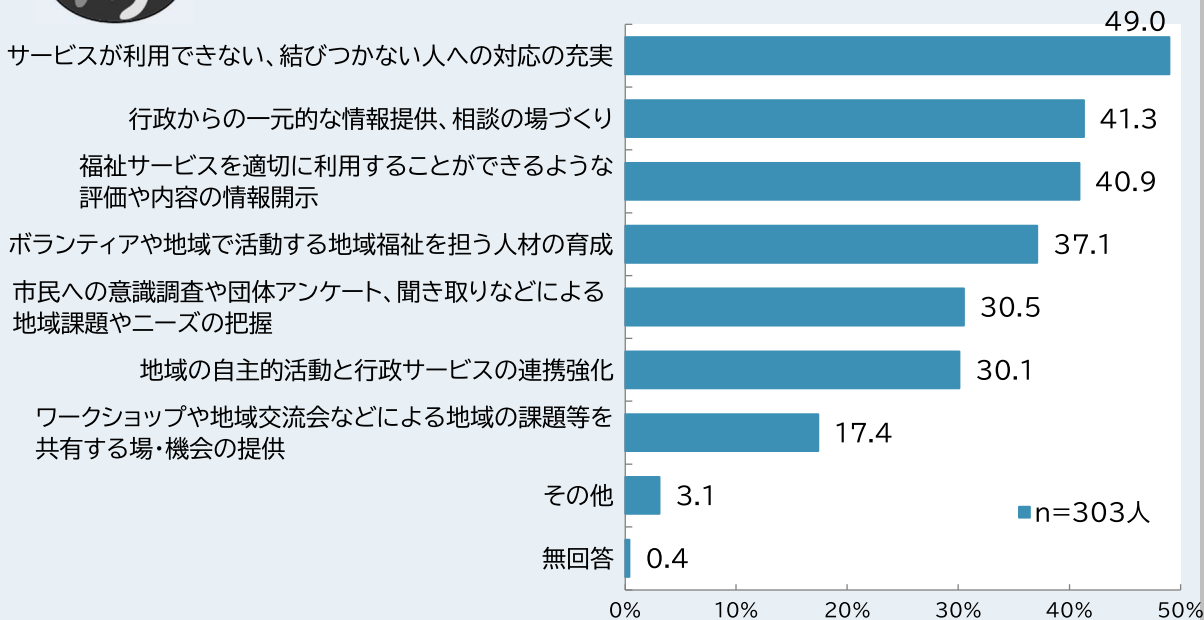
Q

11 地域福祉を推進するために、行政が取り組むべきことは？

(複数回答)



行政には「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」を求める声が多い。

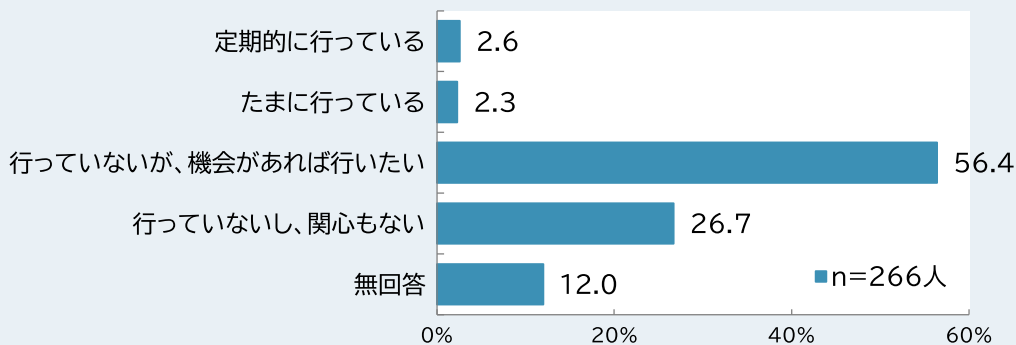


Q

12 地域包括ケアシステムにおいて市民一人ひとりに期待される行動（自らの健康管理、近隣住民との交流、地域活動への参加など）を行っているか？

※地域包括ケアシステムについて、「聞いたことがない」、「聞いたことはあるが内容は知らない」、「内容はおおむね知っているが、何をしたらよいかわからない」と答えた人(303人中266人)による回答

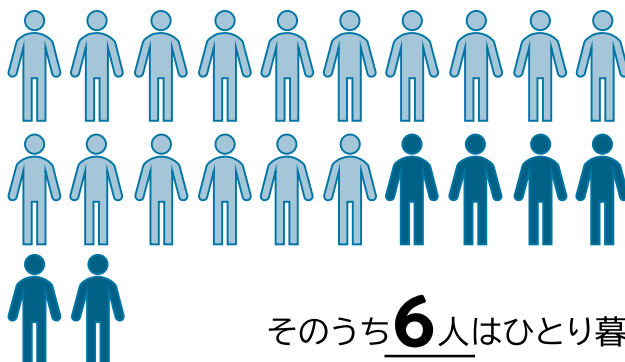
地域包括ケアシステムにおいて期待される行動を「機会があれば行いたい」が 56.4%



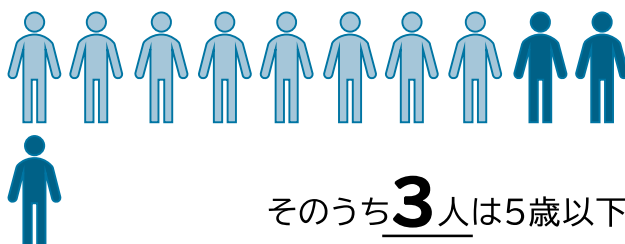
## (4) 川崎区民が 100 人とすると…

※このページの数値はすべて、おおよその数で表しています。

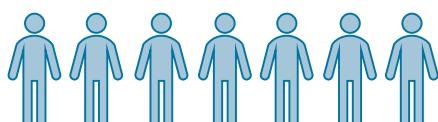
22人は 65 歳以上の高齢者です



11人は 14 歳以下の子どもです



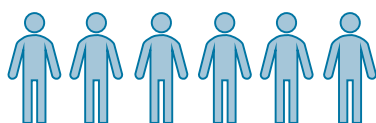
7人は外国人市民です



7人が川崎区に転入してきます(1年間)



6人が川崎区から転出していきます(1年間)



資料：令和2年国勢調査、川崎市統計情報

# 3

## 第7期計画に向けて

第6期計画で実施した取組を振り返るとともに、区の特徴や様々な課題等を踏まえ、第7期計画に向けてポイントを整理しました。

### 第6期計画で実施した取組

#### 【基本目標1】つながりをみんなで育てる地域づくり

- ほほえみ元気体操等の健康づくりの取組や、介護予防・認知症予防等の講演会・出前講座等の実施
- まちの縁側活動団体、子育てサロン・子育てグループ、健康づくり・介護予防グループ等の地域団体や関係機関等と連携した居場所づくり
- 町内会・自治会、民生委員児童委員、健康づくりボランティア等の多様な主体と連携した地域活動の支援
- 出前講座やキャラクター作成等による地域包括ケアシステムの普及啓発



まちの縁側

#### 【基本目標2】安心して暮らせる地域づくり

- 川崎区地域保健福祉かわら版(ぽかぽか通信)の子ども版による学齢期の児童を対象とした情報発信
- ホームページ・申込みフォーム・アプリ等を活用した子育て世代へのタイムリーな情報発信
- 外国人市民に向けた多言語での情報発信
- 多種多様な相談に対する相談支援や、いろいろな課題を抱える人への支援の拡充
- 生活保護制度における就労自立支援、小・中学生の学習支援の実施
- ボランティア養成講座等の開催による、保健・福祉に関わる人材の育成と活動支援



ぽかぽか通信(子ども版)

#### 【基本目標3】見守り・支え合いのネットワークづくり

- 地域包括支援センター、障害者相談支援センター、社会福祉協議会等の様々な関係機関と連携した横断的な支援体制の構築
- 町内会・自治会、PTA、民間事業者等との連携による子どもや高齢者の見守り活動
- 地域活動の好事例の共有と地域特性に応じた地域づくりの推進
- 市民活動団体や民間企業と連携した地域課題の解決、協働によるまちづくりの推進



こども総合支援ネットワーク会議

## 課題から考える第7期計画のポイント

### 第6期計画からの継続課題

1

必要な人に必要な情報が届くよう、受け手の特性に応じた様々な手法による効果的な情報発信が必要

自助・互助などの行動を「機会があれば行いたい」と考える人がいることから、自助・互助の取組への参加につなげるため、様々な活動を入口として地域包括ケアシステムの普及啓発が必要

高齢者が増え、要介護・要支援認定高齢者も増加傾向であることから、健康づくりや介護予防の普及啓発が必要

災害発生等の有事を見据えて、災害を我が事として捉えることができるような啓発が必要

### 第7期計画の策定に向けて考慮すべき課題

1

地域包括ケアシステムの認知度は依然として低いことから、幅広い世代に対するさらなる普及啓発が必要

認知症高齢者が増加しており、認知症の正しい理解と成年後見制度の普及啓発が必要

情報の真偽の見極めが難しいインターネットにより福祉の情報を得る人が増えていることから、行政による正しい情報発信が必要

地震や大規模風水害等の災害発生時に市民が適切な対応ができるよう、地域の防災力の向上が必要

自転車関係事故の発生件数が市内で最も多い(他区の約2倍)ことから、交通ルールの啓発が必要

### 第7期計画のポイント

1

情報発信や普及啓発による健康で安心して過ごせるための意識づくり



## 第6期計画からの継続課題 2

一人ひとりが自分自身の健康に目を向け、できることに取り組んでいくために、誰もが参加しやすい健康づくり等の場の提供が必要

地域活動に参加したことがない人が5割近くいることから、地域活動への参加のきっかけづくりや活動団体の支援が必要

若い世代の転入者や集合住宅に移り住む人が多く、隣近所とのつきあいが希薄になりがちなことから、交流の場づくりが必要

地域活動への参加促進や認知症高齢者の支援のため、地域活動の担い手や認知症に関する知識や理解を持つ人材の育成が必要

外国人市民が多く、必要な情報が届かずに、相談支援の枠から外れた人や地域から孤立している人、経済的に困っている人などがあることから、外国人市民が相談しやすい体制の整備や国籍等に関係なく交流できる場づくりが必要

## 第7期計画の策定に向けて考慮すべき課題 2

新型コロナの影響で、交流の機会の減少、高齢者の体力・生活機能の低下、親子双方のストレスの増加などが見られることから、休止した活動の再開を含めた各種活動の支援が必要

興味を持てる活動やきっかけがあれば地域活動に参加したいと思う人が一定数いることから、既存の活動の支援だけでなく、新たな活動の立ち上げ支援や市民のアイデアを実現するための支援が必要

多世代交流の場が減少しているので、世代を超えて集まれる場づくりが必要

高齢化や担い手不足を解消し、地域での発信や活動を主体的に行うための人材育成が必要

区内の外国人市民人口は引き続き市内で最も高く、国籍等の多様化が進んでいることから、外国人市民への適切な情報発信や交流の場づくり、日本語に不慣れな子どもや保護者に対する支援が必要

## 第7期計画のポイント

2

誰もが集い・つながる活動や居場所がある地域づくり

## 第6期計画からの継続課題 3

多様化・複雑化している生活課題に対応するためには、区民、活動団体、事業者、行政等が地域を基盤に横断的につながり、連携して必要な支援につなげることができる仕組みづくりが必要

児童虐待相談・通告件数は増加傾向であり、子どもたちの育ちを地域全体で見守り、支援につなげる仕組みのさらなる整備が必要

ひとり暮らし高齢者や障害のある人が増加しており、災害時の要援護者の避難への対応が課題であることから、高齢者・障害者の支援機関の連携や医療、介護、福祉の連携の強化が必要

地域で問題だと感じていることについて、「防犯・防災」、「高齢者」、「子ども」が上位にあり、地域を幅広く見守る体制の強化が必要

## 第7期計画の策定に向けて考慮すべき課題 3

課題の多様化・複合化がますます進んでおり、区の中での仕組みづくりと支援機関による横断的な支援が必要

専門職間のつながりが弱く、他分野の機関の情報を把握しづらい場合があることから、支援者同士による情報共有や連携の強化が必要

つながりの輪から漏れた人を見つけるため、多様な主体が連携した地域での見守りやつながりづくりが必要

川崎区は企業や団体が多く、様々な分野の人材が集まっていることから、企業等と連携した地域づくりが必要

地域の課題を解決するために、それぞれの団体の特徴を生かした支援体制づくりが必要

## 第7期計画のポイント 3

川崎区に関わるすべての人が連携していきいきと暮らせる仕組みづくり